

河合町バリアフリー基本構想（案）

平成 26 年 3 月

河合町バリアフリー基本構想策定協議会

目 次

1章 基本構想の概要	1
1-1 背景と目的	2
1-2 バリアフリー新法の概要	3
1-3 策定の方針	4
1-4 基本構想の構成	6
2章 河合町の概要	7
2-1 位置・地勢	8
2-2 総人口、高齢者数、障がい者数など	10
2-3 交通の特性と都市機能	13
2-4 町内の主要な施設の立地状況	15
3章 バリアフリーに関する現況と課題	16
3-1 現地点検結果	17
3-2 交通事業者ヒアリング結果	28
4章 バリアフリーの基本理念と方向性	31
4-1 基本理念	32
4-2 基本的な方向性	33
4-3 住民・事業者・行政関係者の役割	35
5章 バリアフリーの整備方針	36
5-1 重点整備地区設定の基本的な考え方	37
5-2 重点整備地区	38
5-3 生活関連施設及び生活関連経路	39
5-4 実施すべき特定事業について	41

6章 心のバリアフリーについて 42

6-1 位置づけ 43

6-2 基本的な考え方 43

7章 今後の取組みの方向性について 50

7-1 取組みの方向性 51

7-2 今後の進め方 52

1 章 基本構想の概要

1-1 背景と目的

1-1-1 背景

わが国では、かつて経験したことが無い急速な勢いで少子・高齢化が進んでおり、高齢者が自立した社会生活ができることや、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりが急務となっています。

また、ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者、障がい者等を含む全ての住民が自らの能力を活かして自由に移動し、いろいろな場面に社会参加でき、相互に支え合って、自立した社会生活ができる、いきいきと暮らせるまちづくりが求められています。

このような背景のもと、不特定多数の人、主に高齢者や身体障がい者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」とする。）」が平成 6 年に制定されました。

平成 12 年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」とする。）」が制定されました。

さらに、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」とする。）」が平成 18 年 6 月に交付、同年 12 月に施行されました。

1-1-2 目的

基本構想に基づき、高齢者・障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を推進し、誰もが安全にかつ安心してまちを移動し、施設が利用できるバリアフリー化された都市の実現を目指して行きます。

1-2 バリアフリー新法の概要

バリアフリー新法では、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容に加え、新たな内容が盛り込まれました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

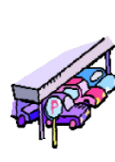
旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物



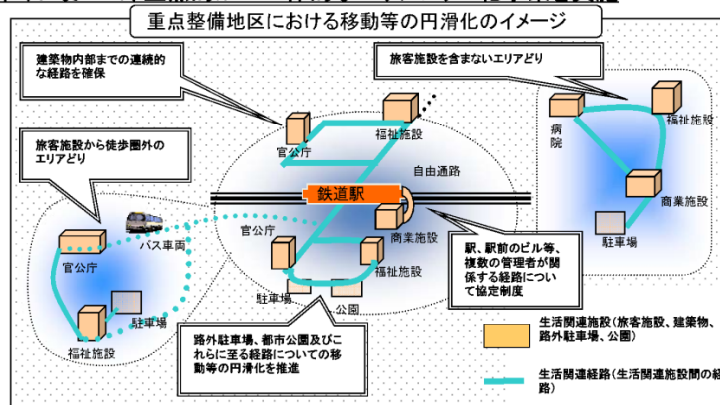
地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

○基本構想策定時の協議会制度

○住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



※国土交通省ホームページ参照

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

(<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/outline.pdf>)

1-3 策定の方針

基本構想では、バリアフリー新法並びに関連法令等に基づき、「河合町のまちの夢ビジョン」、「河合町第4次総合計画（平成16年策定）」「河合町都市計画マスタープラン（平成21年4月）」、「河合町第3次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画（平成24年3月）」、「河合町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」等の上位・関連計画との整合を図り、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成11年12月改正）」を踏まえ策定しています。

策定にあたっては「河合町バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、町内各種団体代表、学識経験者、交通事業者、道路管理者、住民代表等、多くの関係者の参画により検討を進めています。また、ワークショップ、現地調査、パブリックコメント等を実施し、高齢者、障がい者等を含めた幅広い住民の意向を踏まえるよう努めています。

（1）全般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画等との整合

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画等

○地域特性への配慮

地形や気候・気象条件、中心市街地、交通結節点など

（2）基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- ・基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る
- ・パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）

- ・基本構想を作成することをゴールとすること無く、協議会による基本構想の実施段階における連絡制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める

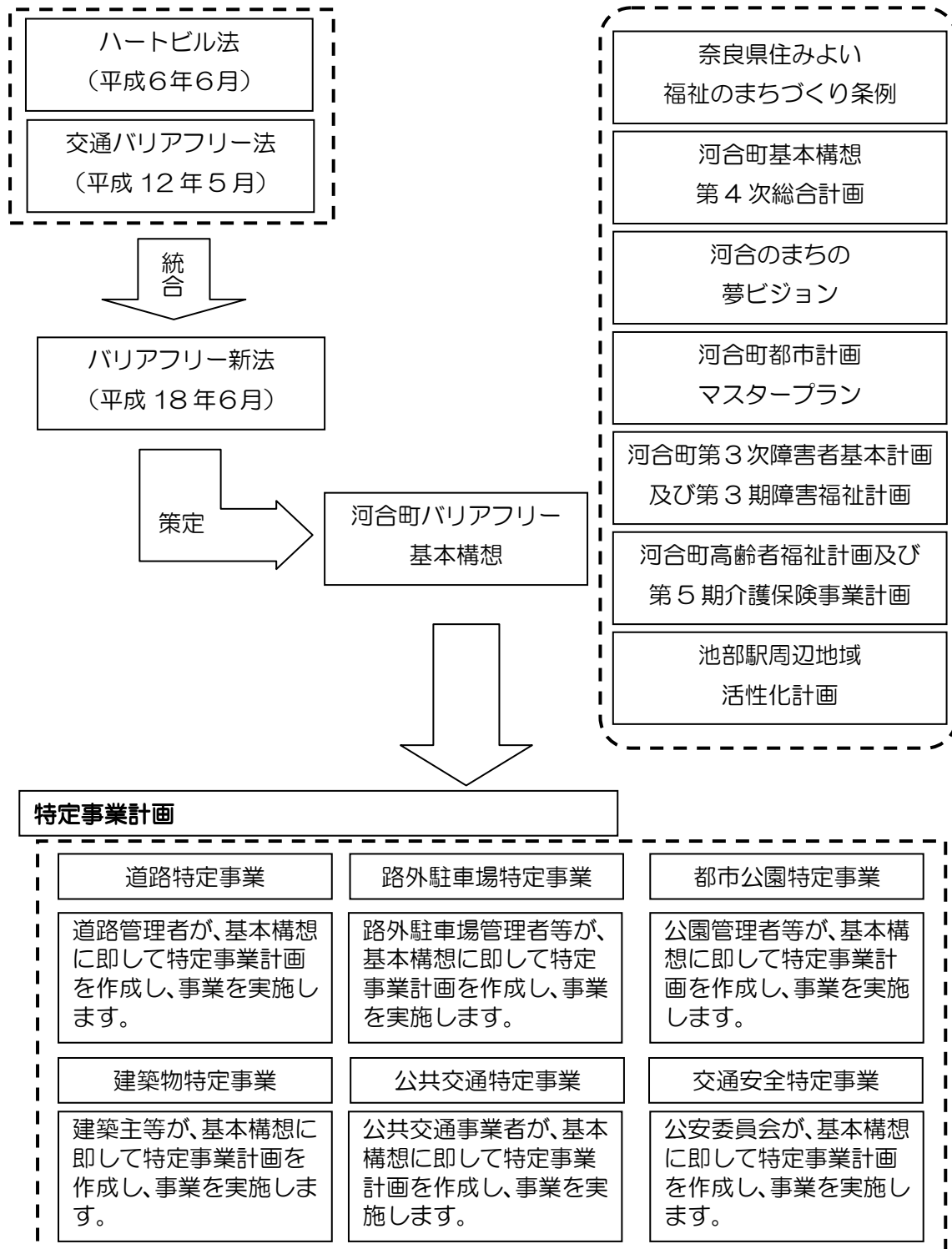
③ 心のバリアフリー

- ・バリアフリー化に関する住民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取り組み（心のバリアフリー）
- ・作成プロセスにおける住民の理解と協力に留意すること、普及啓発事業（バリアフリー教室など）の実施や基本構想への位置づけ など

(3) 基本構想作成の効果

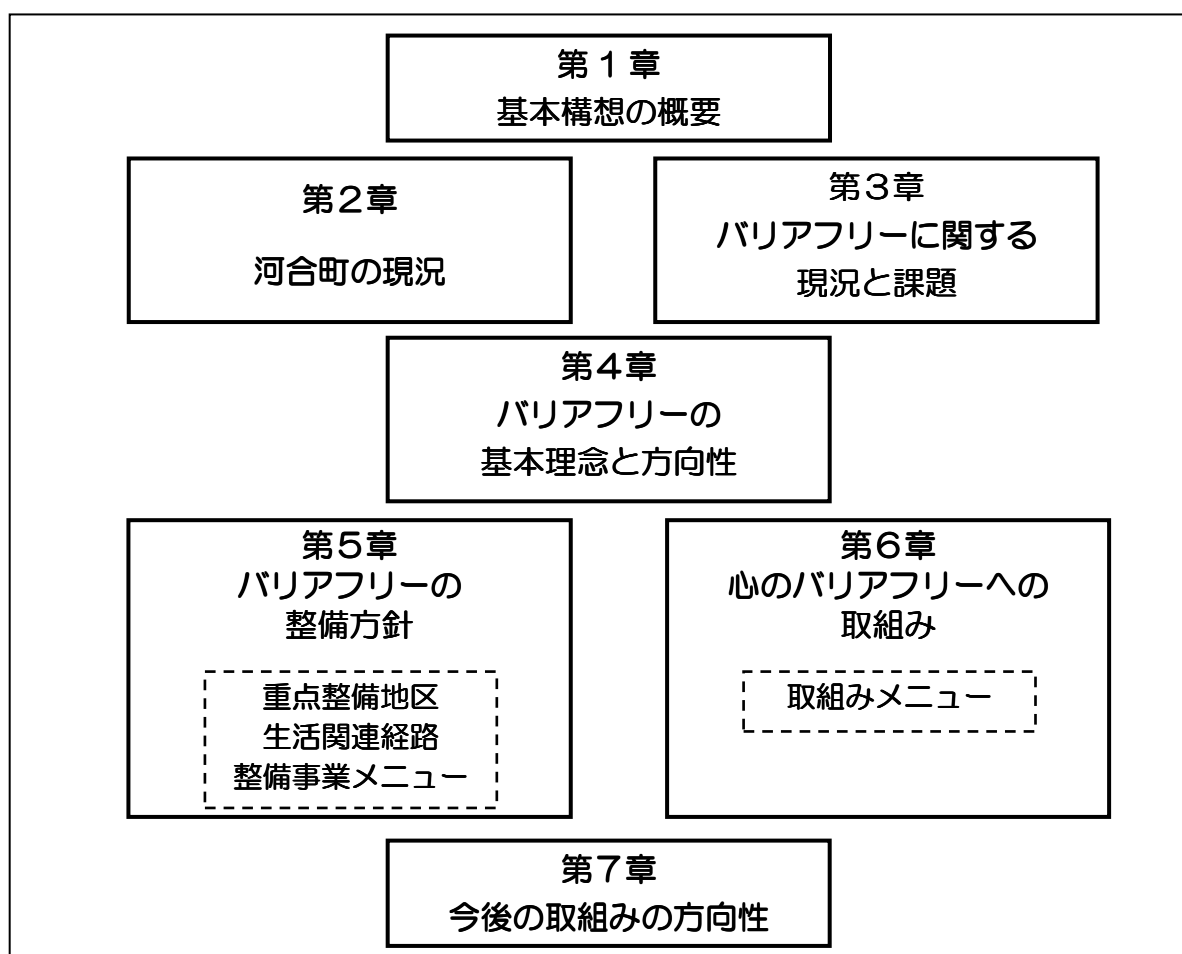
- ◆旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現に繋がる（予算確保を含む）
- ◆高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握に繋がる
- ◆住民への意識啓発に繋がる
- ◆事業者間の相互理解や連携が進む など

基本構想の位置づけ



1-4 基本構想の構成

基本構想は、全7章となっています。第1章で「基本構想の概要」、第2章で「河合町の現況」、第3章で「バリアフリーに関する現況と課題」としてまち歩きの結果や、バリアフリーの取組み状況をまとめています。これらの内容を踏まえて、第4章で「バリアフリーの基本理念と方向性」を示し、この方向性を受けて、第5章ではハード面として「バリアフリーの整備方針」を、第6章ではソフト面として「心のバリアフリーへの取組み」をまとめています。最後に第7章で「今後の取組みの方向性」を示しています。



2章 河合町の概要

2-1 位置・地勢

本町は、東経 135° 44' 5"、北緯 34° 34' 23"、奈良盆地の西部にあって、東は磯城郡川西町・三宅町、南は北葛城郡広陵町、西は同郡王寺町・上牧町、北は大和川を隔てて生駒郡斑鳩町・安堵町に隣接する町域 8.27k m²の町であり、県政の中心である奈良市より約 15 km、大阪の都心部より約 25 kmの位置にあります。

鉄道は、町域内にＪＲ関西本線、近鉄田原本線が敷設され、近鉄大輪田駅、佐味田川駅、池部駅の３駅があり、天王寺（大阪）、奈良まで約 30～40 分で到達します。道路交通面では、町域内を県道大和高田・斑鳩線、河合・大和高田線等が通過し、西名阪自動車道、及び近郊の国道 25 号、165 号などの広域幹線道路に連絡しています。



図 1-1 位置図

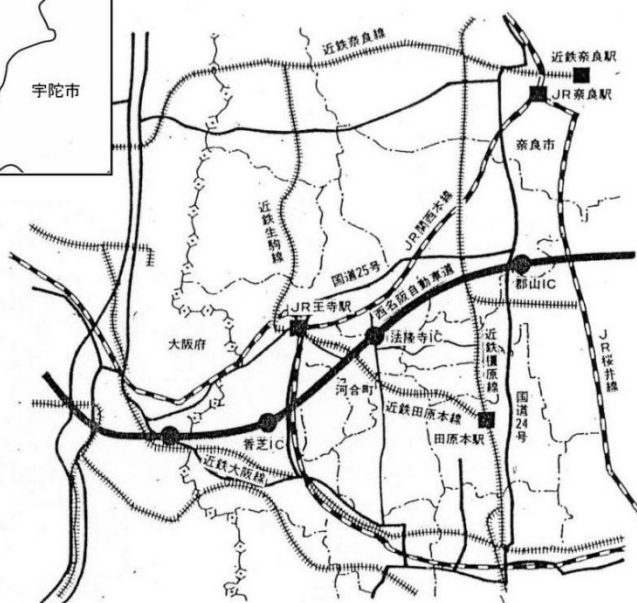


図 1-2 交通網図

図 河合町の概況 出典：河合町都市計画マスタープラン

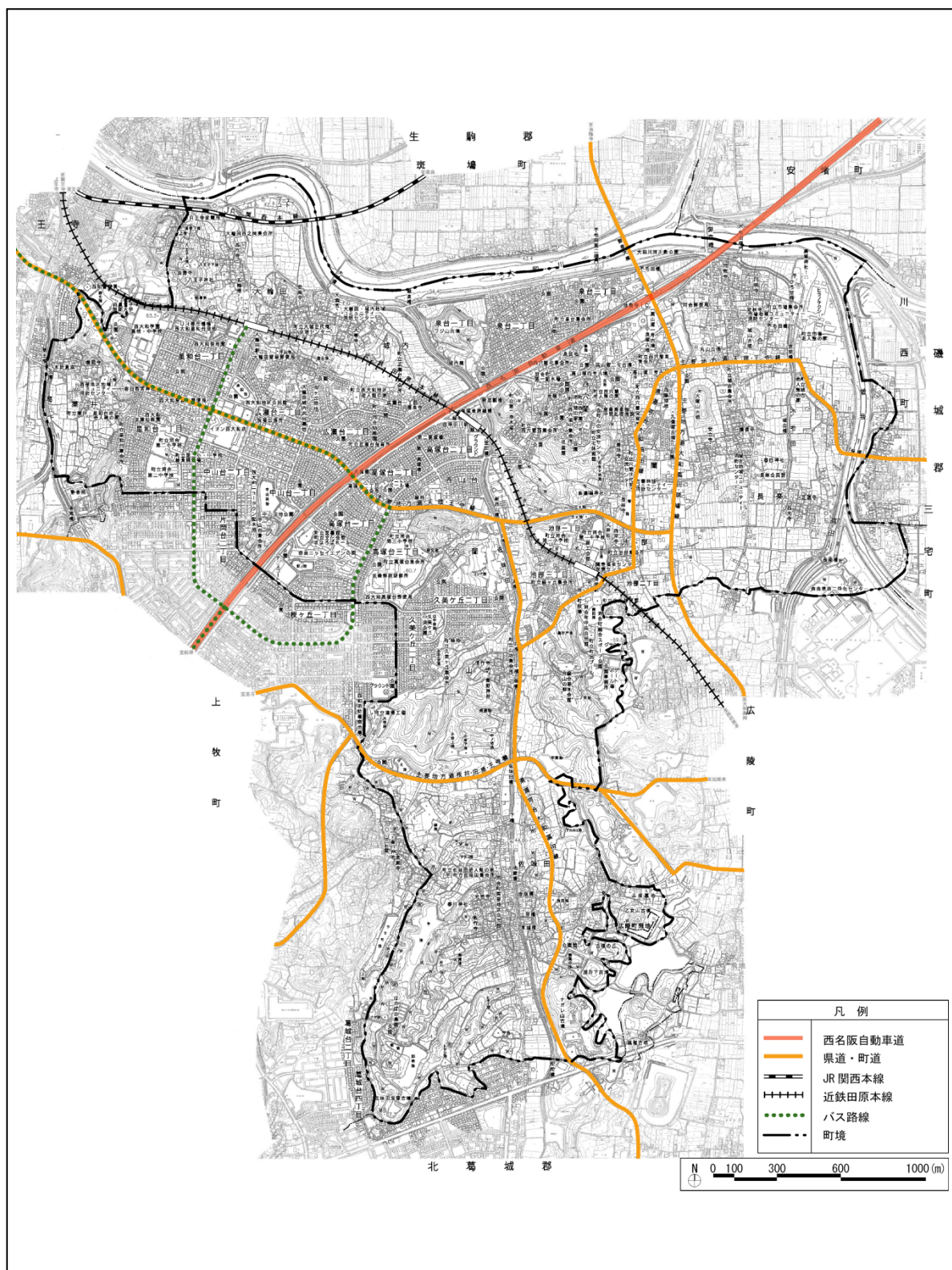


図 河合町の鉄道と主要道路網及びバス路線

2-2 総人口、高齢者数、障がい者数など

(1) 総人口

人口は平成 11 年をピークに減少しています。また、20 年後の平成 42 年には 1 万 5 千人を下回るとの予測もあります。

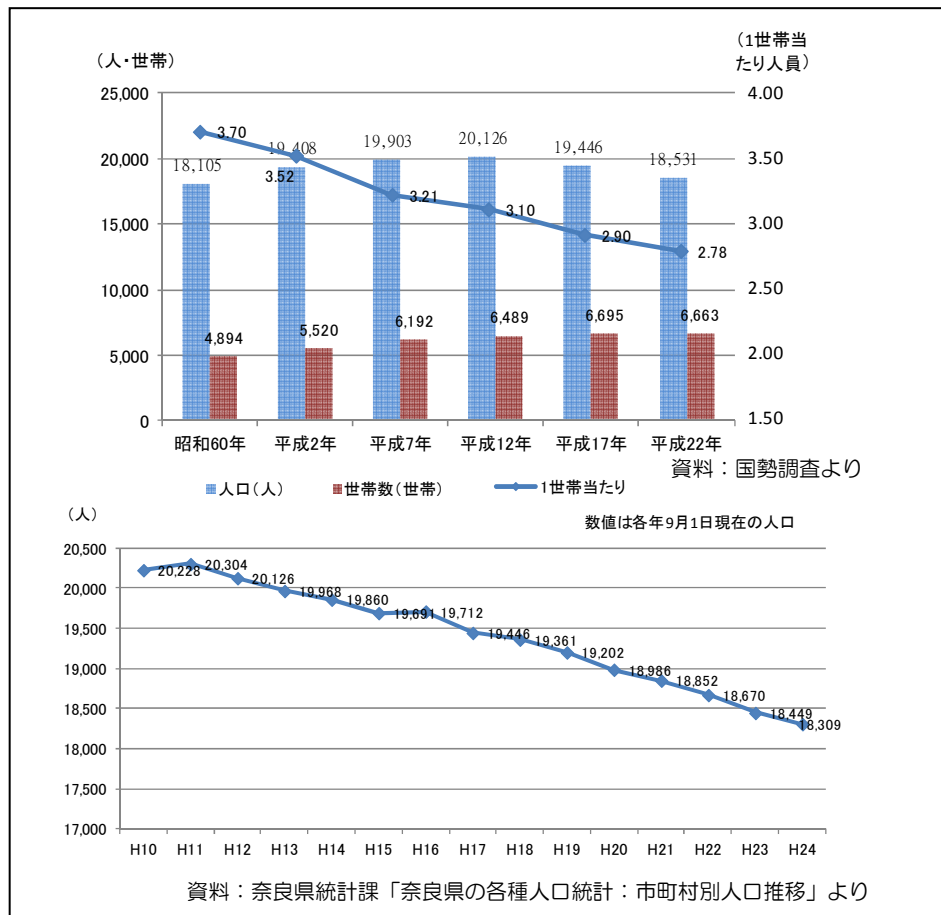


図 河合町の総人口の推移

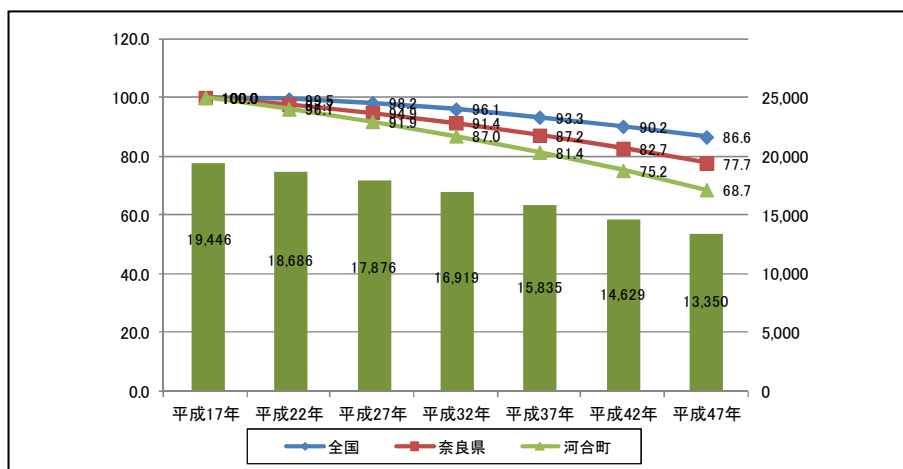


図 河合町の将来人口の推移 (全国・奈良県との比較)

出典：H17～(予測値)『日本の市区町村別将来推計人口』
(平成 20 年 12 月推計) 国立社会保障・人口問題研究所

(2) 高齢者数

人口が1万5千人を下回る20年後の平成42年には、約40%(2.5人に1人)が65歳以上の高齢者になるという予測もあります。(平成42年の全国高齢化率31.8%、奈良県34.8%)

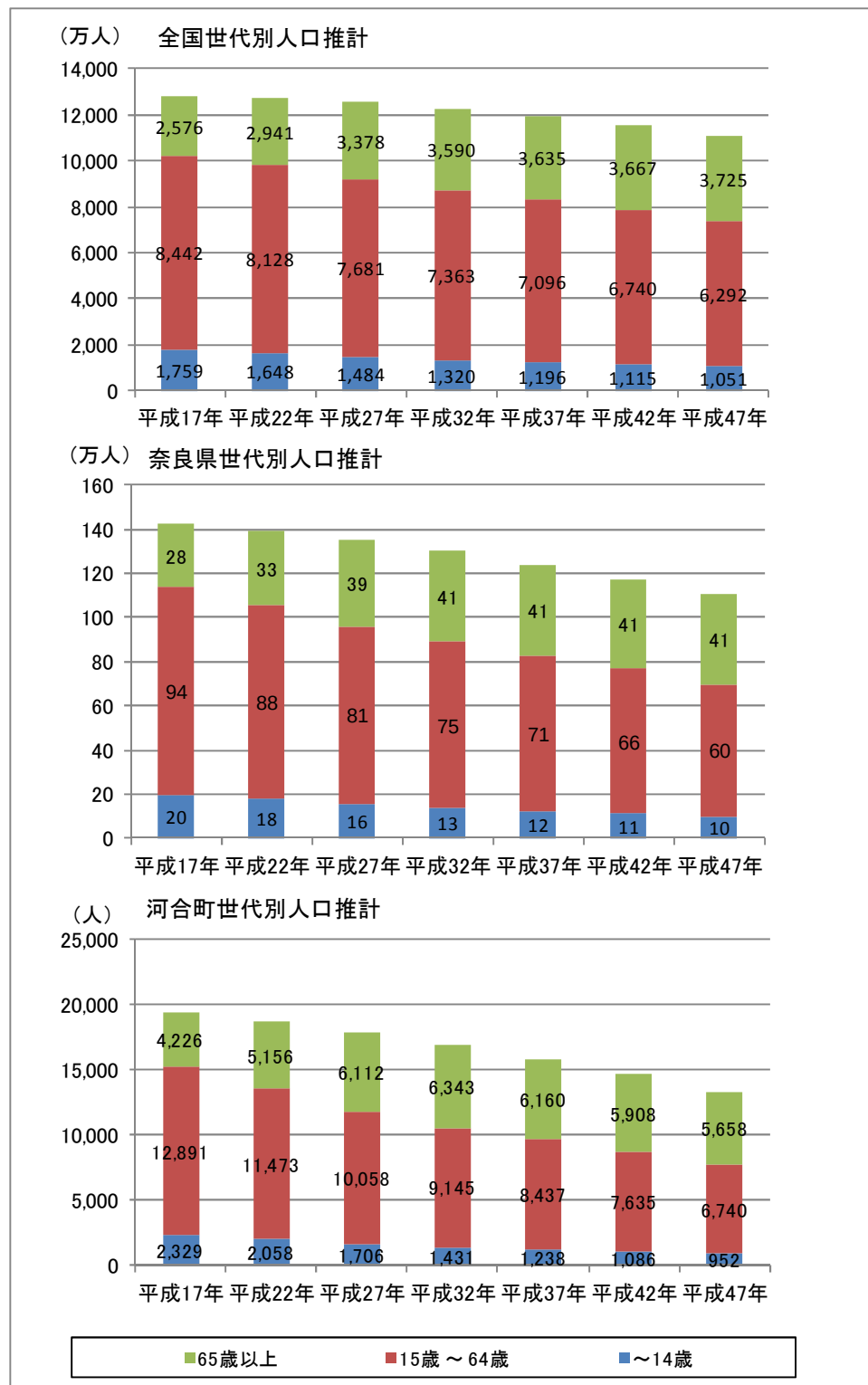


図 河合町の高齢者の推移(全国・奈良県との比較)

出典：H17～(予測値)『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計) 国立社会保障・人口問題研究所

(3) 障がい者数

障害者手帳交付者数の推移をみると、平成 21 年から平成 23 年にかけて身体障害者が 3%、精神障害者が 15%増と交付者数が増えており、住民人口当たりの割合も 4.6%から 4.8%と漸増しています。

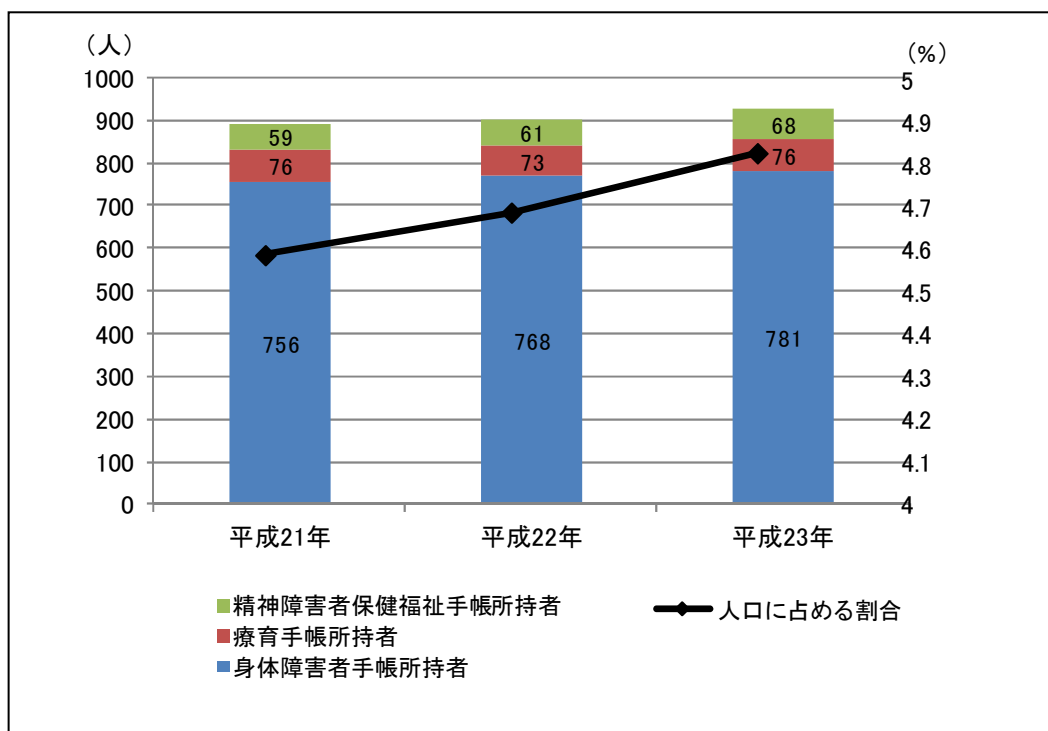


図 河合町の障害者手帳交付者数の推移

出典：河合町第3次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画

2-3 交通の特性と都市機能

(1) 鉄道駅及び周辺施設分布の状況

河合町内の鉄道駅及び周辺施設の分布状況は以下の通りとなっています。

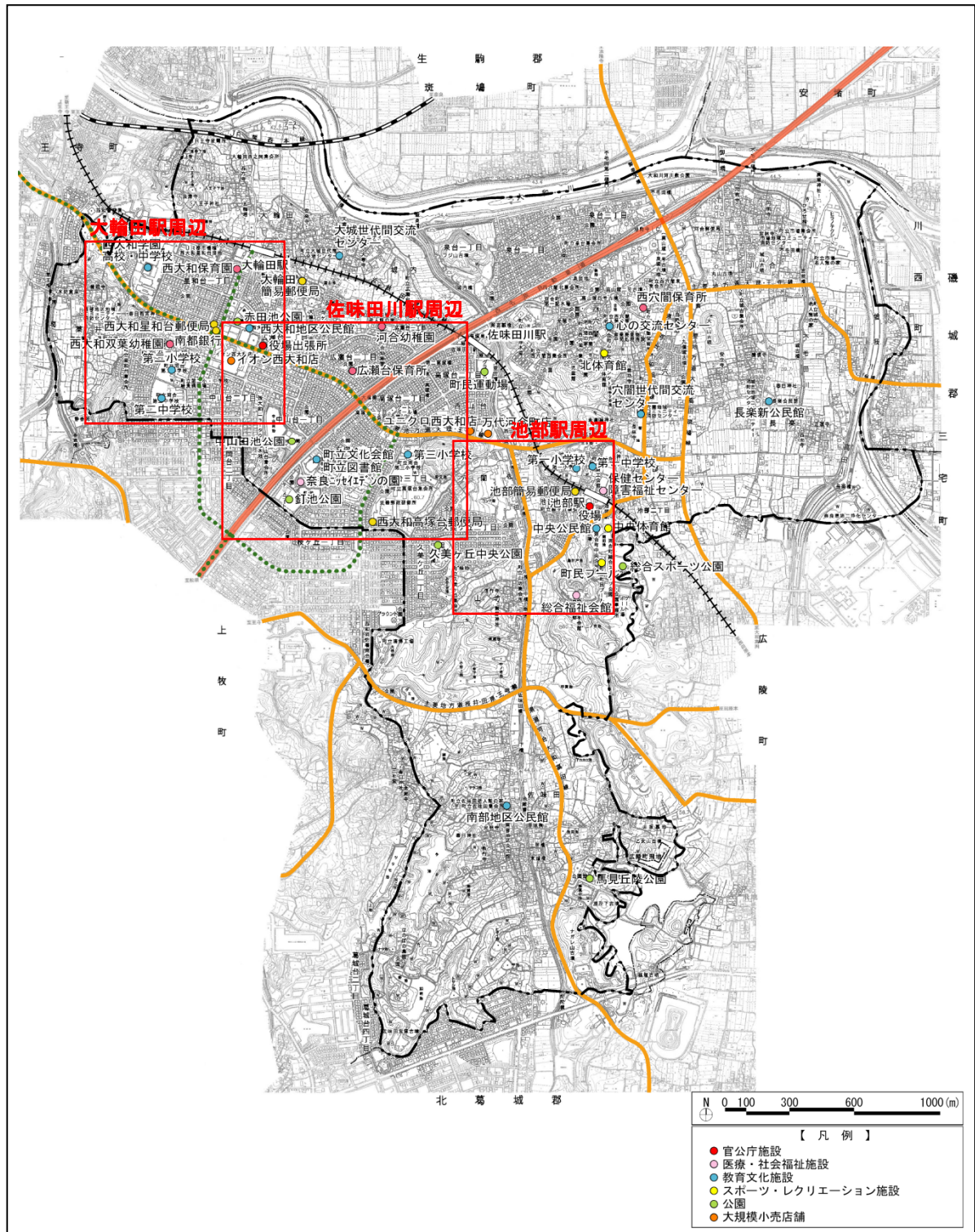


図 鉄道駅及び周辺施設の分布状況

(2) バスのバリアフリー化状況

バリアフリー化されたバスの導入状況は、以下の通りです。奈良県の状況は、ワンステップバスは全国値を上回っていますが、ノンステップバス、リフト付バスの導入は大きく下回っています。近畿地方では、京都府や兵庫県等におけるノンステップバスの割合が、全国値を大きく上回っています。

表 バスのバリアフリー化状況

	リフト付バス(乗合)	ワンステップバス	ノンステップバス
奈良県(台)	3	149	56
人口比(台/1万人)	0.02	1.05	0.319
滋賀県	21	61	86
人口比(台/1万人)	0.15	0.44	0.62
京都府	30	137	529
人口比(台/1万人)	0.11	0.52	2.00
大阪府	115	777	847
人口比(台/1万人)	0.13	0.88	0.96
兵庫県	24	459	595
人口比(台/1万人)	0.04	0.82	0.96
和歌山県	8	22	61
人口比(台/1万人)	0.08	0.21	0.59
全国	813	10,559	10,549
人口比(台/1万人)	0.06	0.83	0.83

※人口比は「人口1万人に対する台数」

・平成19年3月末現在(社団法人バス協会会員事業者保有台数)

・人口は、平成17年国勢調査値を用いている

出典：2007年版日本のバス事業(社団法人 日本バス協会)

2-4 町内の主要な施設の立地状況

町役場や総合スポーツ公園、中央公民館等は駅周辺、文化会館や図書館等は駅から離れた位置、商業施設(イオン、ユニクロ、万代等)は主要道路沿いと、主要な複数の施設が集まり、町内数カ所に点在しています。



図 主要施設の立地状況